# ユニオンからの脱退工作・脅迫 うち続く人権侵害(広島からの報告)

土屋信三 スクラムユニオン・ひろしま・委員長

### 1, 丁工業事件…フィリビン実習生たち4人

フィリビン実習生たちは溶接工として日本に来たにもかか わらず、実際は車の解体作業をやらされた。残業はあまりな かったが、タイヤー本洗うと50円というアルバイトをさせ られていた。残業代として計算し直すと一人10万円ぐらい の未払があった。有給休暇も取得できなかった。労災間しも 行われた。(やけどや頭のケガ)

2年次が2人、3年次が2人だったが、4人がユニオンに加 盟して労働条件の改善や資格外活動のことを指摘していく と、ユニオンからの脱退工作や脅迫(マフィアを使って殺す こともできる)を行なった。2年次の二人に関しては、溶接の 仕事がないといった理由で3年次に移行させず解雇した。

これらをめぐって、広島地裁に損害賠債請求訴訟を起こ し、組合つぶしと団交拒否で県労委への不当労救済申立を 行ってきた。県労委で和解の話が出て、謝罪と基本的な損害 保障を行うことで和解が成立した。

## 2, 農業に従事するフィリビン実習生たち(女性4人)

#### ……三人の事業主

4人の技能実習生たちは、農業に従事していた。受入協同 組合の寮に集団で住み込み、そこから各農家の畑に「出勤」 し、仕事が終わると寮に帰宅するという日課であった。 問 題は労働実態、生活実態である。残業代は1年目が1時間 300円、2年目以降が1時間450円となっていた。給料明細 上は、残業時間数が3分の1、2分の1で計算され、時間数と 支払賃金が割増分も含めて整合性がとれるようになってい た。日曜出動に関しては、1日に付き4000円が現金で支払 われており、単純に計算しても1日5000円の不足が発生し ていた。

もうひとつの大さな問題点は、一軒家に18人もの実習生たちが住まわざれていることである。間取りは4LDKで4部屋とトイレ2つ、お風呂・シャワーが1つというものであった。これで、1人2万円の家賃、5千円の水光熱費が取られていた。月に45万円の家賃・水光熱費である。周辺の住宅事情を調査すると、5LDKの1軒屋で6万円の家賃であった。団交を行なって、残業代の未払い分と家賃・水光熱費の取り過ざ分について取り返すことができた。

#### 3, カキ打ち場で働くベトナム実習生3人

A水産加工では、1日10時間外労働を行っているにもかかわらず、8時間分の給料しか支払ってなかった。割増賃金分

を支払ってないという事例はこれまでにも多くあったが、残 業代を全く支払っていないのは初めてである。1年次の一人 は残業代を個人で要求した結果、その分は支払われたが「お 前はいらない」と仕事をさせてもらえず、研修機関で寝泊ま りしながら移籍をしようとしている。3年次の女性は、団交 を行なって基本的に未払賃金を取り戻すことができた。

#### 4. 酒のつまみを作る会社で働くフィリビン実習生たち3人

(株) G食品での問題は、一人の実習生の娘が母国で病気となり、親から帰国するように連絡が来たが、会社がこれを認めなかったためにユニオンに助けを求めてきたのが発端であった。相談に乗っているうちに残業代未払いがあることが分かって、それを他のメンバーとともに請求した。会社側からの謝罪と支払いを受けて解決した。娘さんが病気になった人は、すでに帰国している。

#### 5. 羽金水産の不当労に対する損害賠償請求訴訟の準備

残業代の支払いを巧妙な手口でしてこなかった羽釜水産であった。「残業代が欲しければ裁判せいや」などと言っておさながら、いざ裁判を準備すると4人とも解雇してユニオン分会をつぶしにかかった事業である。組合つぶしと不誠実団交で不当労の教済申立を行い、今年2月、広島県労働委員会で不当労が確定した。

不当労の確定を受けて、ユニオンが被った損害に対して損害的債請求訴訟を提訴した。残業代未払賃金が230万円にも上っているにもかかわらず支払いもせず、不当労を平然と行うような悪質な事業主に関しては徹底してたたく方針でいる。

# 外国人技能実習生権利ネットワーク 第3回(10回)定期総会

日時: 11月20日(日)

午後1時30分~4時

場所:和泉橋区民館(秋葉原)(予定)

なお、翌11/21(月)、22(火)に移住連の 省庁交渉が行われます。